

沿岸広域振興局長告示第15号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき岩手県が管理する港湾施設の概要は、次のとおりである。

令和4年3月29日

沿岸広域振興局長 森 達也

港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	数量	能力
宮古港	外かく施設				別紙図面のと おり。
	防波堤	出崎防波堤(2)	宮古市臨港通地先	81.1メートル	
	”	出崎護岸(防波)	”	100.0メートル	
	護岸	出崎護岸	宮古市臨港通地先	245.5メートル 取付部1.6メートル	
	係留施設				
	物揚場	出崎埠頭(-4.0m)物揚場(2)	宮古市臨港通地先	160.0メートル 取付部17.1メートル	
	荷さばき施設				
	荷さばき地	出崎荷さばき地(2)	宮古市臨港通地先	12,916平方メートル	
港湾環境整備施設					
	緑地	出崎先端緑地	宮古市臨港通地先	12,895平方メートル	

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。